

1. 石綿に関する記述のうち不適切なものを一つ選びなさい。
 - A クリソタイル(白石綿)は蛇紋石族造岩鉱物群であり、アモサイト(茶石綿)、クロシドライト(青石綿)、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライトは、角閃石族造岩鉱物である。
 - B 蛇紋石族は、クリソタイル1種類のみで、角閃石族が5種類である。
 - C 石綿のうち、工業的に使用された石綿の9割以上がクリソタイルである。
 - D 石綿等とは石綿もしくは石綿を**その重量の1%を超えて**含有する製剤その他のものをいう。
2. 石綿繊維を含む粉じんのヒトへの吸入経路について正しいものを一つ選びなさい。
 - A 鼻腔→喉頭→咽頭→気管→気管支→細気管支→肺胞嚢→肺胞道
 - B 鼻腔→咽頭→喉頭→気管→気管支→細気管支→肺胞嚢→肺胞道
 - C 鼻腔→咽頭→喉頭→気管→細気管支→気管支→肺胞道→肺胞嚢
 - D **鼻腔→咽頭→喉頭→気管→気管支→細気管支→肺胞道→肺胞嚢**
3. 石綿関連疾患に関する記述について不適切なものを一つ選びなさい。
 - A 石綿を吸入することによって生じる疾患を「石綿関連疾患」と呼ぶ。
 - B 石綿が肺組織や胸膜などの体内に長く滞留することが原因となって、肺がんや中皮腫が**発生すると考えられていない**。
 - C 石綿肺は大量に石綿を吸入することによって発症する。
 - D 悪性中皮腫は、わが国では1995(平成7)年以降増加傾向にあり、なかでも男性のびまん性胸膜中皮腫の増加が著しい。
4. 工作物及び工作物で使用されている石綿に関する記述について不適切なものを一つ選びなさい。
 - A 工作物とは、建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていた物の全てをいう。なお、建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物である。
 - B 工作物内部で使用されている石綿には、「石綿含有耐火材」、「石綿含有シール材」、「石綿含有電気絶縁材」、「石綿含有上下水道管」、「石綿含有成形板」、「石綿含有断熱材」がある。
 - C 石綿含有上下水道管は、地下埋設物のため工作物に該当し、下水管に関しては主に**アモサイト(茶石綿)**が数十%含有されている。
 - D その他の石綿含有資材として、「石綿含有接着剤」、「石綿含有塗料」、「石綿含有潤滑用グリース」、「石綿含有モルタル」、石綿紙などがある。
5. 労働衛生管理を有機的に進める3つの管理として不適切なものを一つ選びなさい。
 - A 作業環境管理
 - B 作業管理
 - C 健康管理
 - D **工程管理**

6. 石綿予防規則に関する記述について不適切なものを一つ選びなさい。

- A 2006(平成 18)年9月から 0.1 重量%を超えて石綿を含有する製品の製造等が禁止となった。
- B 事前調査のうち、工作物に係るものについては、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有するものとして厚生労働大臣が定めたものとされている。これに該当する者は、**建築物石綿含有建材調査者**である。
- C 特化則から独立して 2005(平成 17)年7月に石綿則が新たに制定された。
- D 解体等対象建築物等の全ての材料について、①設計図書等の文書を確認する方法(設計図書等の文書がない場合はこの限りでない)を行い②目視による確認方法も必要である。

7. 石綿予防規則に関する記述について不適切ものを一つ選びなさい。

- A この法律の目的は、第 1 条に「労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする」と記載されている。
- B 事業者は、石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造等に伴い、石綿等の粉じんを発散する場所に常時従事する労働者について、雇入れ又は当該業務の配置換えの際及びその後**1年以内**ごとに 1 回、所定の健康診断を行う必要がある
- C 労働者は事業者から保護具の着用の使用を要求されたときは呼吸用保護具を使用しなければならない。
- D 石綿則は、石綿等を取り扱う業務等に係る措置として、①解体等の業務に係る措置、②労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務に係る措置、③石綿等を取り扱う業務に係るその他の措置であり、さらに、設備の性能等、管理、測定、健康診断、保護具等が規定されている。

8. 大気汚染防止法等に関する法律に関する次の記述について、不適切ものを一つ選びなさい。

- A 我が国では、大気環境を保全するため、1968(昭和 43)年に「大気汚染防止法」が制定された。この法律は、大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することなどを目的としている。
- B 大気汚染防止法は、固定発生源(工場や事業場)から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、大気汚染物質の排出者等はこの基準を守らなければならないとされている。
- C 廃棄物処理法では、解体等で発生する石綿を含む廃棄物を「**廃石綿等(特別管理産業廃棄物)**」と「**石綿含有産業廃棄物**」に分類し、その措置が異なる。
- D 石綿含有産業廃棄物の場合は、二重のプラスチック袋に該当する廃材を入れて安定化し、かつ「**遮断型処理廃棄物**」の表示をするとともに、解体等工事現場に特別管理産業廃棄物管理者を選任して管理する。

9. 工作物石綿含有資材調査に関する記述において、不適切なものを一つ選びなさい。
- A 工作物石綿含有資材調査には、①解体・改修工事等における石綿則等に基づく事前調査、②将来建築物の解体等が行われることを想定した資産除去債務を見積もるための調査がある。
 - B 工作物の所有者や工作物管理を所有者から受託している業者などから竣工年、改修履歴などの情報を入手する**必要はない**。
 - C 設計図や竣工図などの図書類の調査(書面調査)を実施し、目視調査時の確認ポイントなどを洗い出す作業を実施し、書面調査の結果を踏まえて、目視調査を行う。
 - D 書面調査、目視調査、分析調査の結果などを合わせて、石綿含有資材有無に関する事前調査結果報告書を作成する。
10. 工作物石綿事前調査者に関する記述について、正しいものを一つ選びなさい。
- A 工作物石綿事前調査者は、工作物を解体・改修する工事を行う前に、事前に工作物を構成している材料に石綿が**1重量%**を超えているか否かを調査し、依頼者に対して正確な報告書を提出する役割があり、提出した「石綿有無に関する事前調査結果報告書」についての責任がある。
 - B 目視調査で、該当材料に石綿の含有が不明な場合、①石綿が 0.1 重量%を超えているとの”みなし”措置をするか、②該当材料から試料を採取して、石綿の有無を分析して石綿が 0.1 重量%を超えているか確認するかの判断を依頼者が行うために、必要な情報について、工作物石綿事前調査者が依頼者に説明を行う。
 - C 工作物石綿事前調査者には、「工作物等における石綿規制についての知識」に加え、「工作物などの設計図書や施工図などの知識」、「工作物などに使用されている資材の採取方法などに関する知識」、「各石綿分析方法の長所・短所に関する基礎知識」など、様々な知識は**必要ない**。
 - D 石綿に関する新しい技術や情報はなくなっており、調査者は常に石綿に関する新旧のあらゆる情報をできるだけ多く収集する**努力は必要ない**。
11. 工作物石綿事前調査者に求められるものとして該当しない記述を一つ選びなさい。
- A 工作物解体等における石綿規制についての知識
 - B **正確な石綿含有資材の分析技術**
 - C 工作物に使用されている資材に関する知識
 - D 工作物などの施工手順や方法に関する基礎知識
12. 特定工作物に該当しないものを一つ選びなさい。
- A 加熱炉
 - B 貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
 - C **遊戯施設**
 - D 焼却設備
13. 工作物石綿事前調査者でなくても事前調査ができる工作物に該当するものを一つ選びなさい。
- A 送電設備
 - B 加熱炉
 - C 変電設備
 - D **仮設構造物**

14. 事前調査を行う必要がない作業に該当しないものを一つ選びなさい。
- A 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業
 - B 釘を打って固定する、または刺さっている釘を抜く作業
 - C 電動工具を用いて石綿等が使用されている可能性がある壁面に穴を開ける作業
 - D 現存する材料等の除去を行わず、新たな材料を追加するのみの作業
15. 施工年月日に関係なく石綿含有の可能性がないものを一つ選びなさい。
- A スレートボード
 - B 煙突断熱材
 - C セメント円筒
 - D 発泡ポリエチレン
16. 石綿含有建材名とその特徴の記述について不適切なものを一つ選びなさい。
- A 石綿含有ビニル床シート……防水性能が高い。
 - B 石綿含有建材複合金属系サイディング……軽量で凍害に強い。
 - C 石綿含有スレート波板……軽量で強度がある。
 - D 石綿含有壁紙……強度があり表面に凹凸などの加工には不向きである。
17. 工作物石綿事前調査に関する記述について正しいものを一つ選びなさい。
- A 特定工作物以外の工作物の事前調査については事前調査結果の報告の義務はない
 - B 特定工作物 17 種の事前調査は工作物石綿事前調査者のみが行うことができる。
 - C 遊戯施設の中でも観覧車は特定工作物に含まれる。
 - D その他の工作物については書面調査で石綿含有の有無が判断できない場合、「石綿無し」とみなすことができる。
18. パーライト保温材に関する記述について正しいものを一つ選びなさい。
- A 石綿含有率は 80%以上とされている。
 - B 塩基性炭酸マグネシウムと石綿繊維を配合したものである。
 - C 無機質繊維を均等に配合し成形したものである。
 - D 内綿には、石綿、ロックウール、グラスウール等が使用されている。
19. 次の資材のうちレベル3の石綿資材を一つ選びなさい。
- A けい酸カルシウム板第2種
 - B 煙突用断熱材
 - C けい酸カルシウム板第1種
 - D 吹き付け石綿

20. 工作物に使用されている石綿含有資材に関する次の記述について、正しいものを一つ選びなさい。
- A 保温材は、成形保温材と、現場で混練し、充てんやこて塗りして使用する水練り保温材がある。
 - B 熱に弱く、耐火材・断熱材としては不向きである
 - C 効率よく熱伝導するために、配管などに保温材が使用されていた。
 - D レベル2のけい酸カルシウム板第2種は主にプラットホームの上家に使用されていた。
21. 工作物の種類ごとの状況に関する記述について、不適切なものを一つ選びなさい。
- A ボイラー・圧力容器には、ファン、ポンプ等の補機、水面計などの計器類、周辺配管の接続部等に石綿含有資材が使われている可能性がある。
 - B 加熱炉では、配管接合部のシール材の他、炉内耐火物、とりわけ炉殻(鉄皮、炉床、天井等)近傍層に石綿含有資材が使われていたケースが多い。
 - C ボイラーには、煙道、煙突なども併設されており、一般にコンクリート製煙突が採用され、これらのフランジ部には石綿を含まないガスケットが使用されていた。
 - D 圧力容器の開放点検では、マンホールやハンドホールを外して内部点検を行うので、ガスケットはこの際に交換されるため、法定点検あるいは自主点検の点検記録を調べることで、石綿を含有するガスケットかどうかを判断できる場合がある。
22. 石綿含有建材名とその使用箇所に関する組み合わせのうち不適切なものを一つ選びなさい。
- A 石綿セメント管……地中線用の管路材料
 - B 滑剤……ケーブル敷設時の滑剤(送電設備)
 - C 緩衝材……航空障害灯
 - D 硬化剤……断熱材、耐火材
23. 電気設備に関する次の記述において、不適切なものを一つ選びなさい。
- A 電柱(石綿含有のおそれが高い変圧器などを除く。)は特定工作物ではなく、その他の工作物となるので事前調査は不要である。
 - B 石綿を含む建材には、耐火被覆材、断熱材及び成形品等がある。
 - C 石綿セメント管は埋設されているため使用時での飛散性はないが、解体時には飛散性がある。
 - D 石綿を含むシール材は変電設備等で配管用フランジ等のシールに使用されている。
24. スレート波板の説明として正しいものを一つ選びなさい。
- A 別名パーライト保温材という。
 - B レベル3である。
 - C 発じん性が著しく高い。
 - D 空調ダクトの吸音材として使用されていた。

25. 石綿含有の有無の判定に関する次の記述において、不適切なものを一つ選びなさい。

- A 過去の分析調査の結果を参照して石綿含有なしと判断する場合には、分析対象の石綿の種類が 6 種類であること(3 種類は不可)、石綿の含有率が 0.1 重量%以下であること等に留意して慎重に判定する。
- B 国土交通省と経済産業省の石綿(アスベスト)含有建材データベース(以下石綿含有建材データベース)を使用する際は、最新のものを使用する。
- C 石綿含有建材データベースは、すべての石綿含有建材・資材が掲載されているものではなく、データベースに存在しないことをもって石綿含有なしの証明にすることはできない。
- D 石綿含有建材データベースは、石綿を意図的に原料として工場で添加していたという情報であり、非意図的に法令基準の 0.1%超で混入している可能性はない。

26. 建築物一体型設備等に関する記述のうち不適切なものを一つ選びなさい。

- A 特定工作物における煙突とは廃棄物焼却設備、火力発電所、化学工業プラント、製鉄所などの大型の焼却炉や燃焼炉などの炉設備から煤煙ガス、水蒸気などを直接排出する筒状のもので独立して建造されたものが対象である。
- B 上家とは柱に屋根をかけただけの建物のことを指す。
- C 列車の走行空間を確保するための人工工作物および列車を直接、間接的に支持する人工の工作物を鉄道工作物という。
- D 観光用エレベーターの昇降路の囲いについては遮音目的の押出成形セメント板が使用されていた。

27. 建築基準法の防火規制に関する記述のうち不適切なものを一つ選びなさい。

- A 国民の生命、健康及び財産の保護を図るため、建築物の防火規制を定めている。
- B 急激な火災の拡大を抑制するために防火上有効に区画することを要求している
- C 外壁に関する規制であって、内装材料の制限はされていない。
- D 大規模な木造建築物等については「高さ又は軒高」「延べ面積」に応じた規制がある。

28. 石綿含有の有無の判定に関する次の記述において、不適切なものを一つ選びなさい。

- A 建材データベースには、メーカーから随時修正依頼が寄せられ、更新されており、更新履歴も閲覧できる。
- B 石綿含有なしの判定を行う場合には、目視調査の際に裏面確認等によって、製品の型番号や、(準)不燃の認定番号等を確認し、メーカーまたは団体の不含有証明を得る必要がある。
- C 目視調査の前に、書面調査で収集した情報を整理し、目視調査で確認する必要がある箇所、資材を明確にしておく。
- D 過去に事前調査に相当する調査が行われていても、その結果を確認する方法を事前調査とすることは認められていない。

29. 目視調査の留意点に関する記述において、不適切なものを一つ選びなさい。
- A 交換や配管改修・定期修理の記録も確認できないガスケット・パッキンは、長期間使用していると考えられ、石綿含有のものが使用されている可能性がある。
 - B 作業効率を考えて「みなし含有」と判断する場合、対策費用に大きく影響することを理解し、発注者と方向性を検討する。
 - C 長期間使用したガスケット・パッキンは劣化し固着しているので試料採取の際に飛散する**可能性は低い**。
 - D フランジ開放作業は調査者が行うのではなく、施工業者に実施してもらうよう発注者に依頼することが望ましい。
30. 調査時の装備について A～D の記述のうち不適切なものを一つ選びなさい。
- A 服装のポイントは「調査作業中であることを第三者に伝える」と「自己防衛」の2点である。
 - B レベル3もしくは石綿無含有が見込まれる場所で保護マスクは**不要である**。
 - C 靴は運動靴などの歩きやすく、滑りにくいものが望ましい。
 - D 高所作業の場合には墜落制止用器具の着用は必須である。
31. 目視調査の留意点に関する記述について、不適切なものを一つ選びなさい。
- A 機械室等狭あい部からの退出時には作業者の背中や使用した用品等に粉じん等の付着がないことを確認する。
 - B S 造の鉄骨や RC 造の機械室の壁等に耐火被覆や断熱目的で吹付け材(吹付け石綿等)が施工されている場合、目視調査の際に工作物に近接する吹付け材に作業服等が触れる可能性があるので注意が必要である。
 - C 床に吹付け材が堆積している場合であっても、正確な石綿含有量を調査するため、あらかじめ HEPA フィルタ付き真空掃除機で**清掃してはいけない**。
 - D 機械室等狭あい部がある調査では、防じんマスクは必須である。。
32. 安全衛生対策に関する記述について、不適切なものを一つ選びなさい。
- A 高い場所での両手作業が必要な場合は二人作業を原則とし、墜落・転落防止策を講じておく。
 - B 試料採取が危険な箇所の場合には調査報告書に採取不能であった理由を記載すればよい。
 - C 過酷な条件での作業であっても必ず長袖を着用する。
 - D **作業着を洗濯する際には他の衣類に粉じんが付着しないように注意する**。
33. 石綿含有断熱材の説明として正しいものを一つ選びなさい。
- A **折板屋根用断熱材と煙突用断熱材がある**。
 - B 設置場所で加工する不定形断熱材のみが使用されていた。
 - C レベル3である。
 - D 意図的に石綿を添加し製造された成形板(スレートボード等)がある。

34. 目視調査の留意点に関する記述について、不適切なものを一つ選びなさい。
- A 異なる資材を同一の資材と判断しないようにする。
 - B 連続した同一規格の部屋は(例えば学校の教室等)は**一部屋のみ**の調査でよい。
 - C 解体を伴わない調査を非破壊調査という。
 - D 改修履歴を見落とさないために関係者へのヒアリングが重要である。
35. 分析調査に関する記述について、不適切なものを一つ選びなさい。
- A 2023(令和5)年10月1日以降に解体等の作業が行われる事前調査に係る分析調査については、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるものについて資格要件を定め、この者による分析調査の実施を義務付けた。
 - B 石綿則に基づく事前調査の分析については「アスベスト分析マニュアル」に記載された事項に留意することとしている。
 - C 石綿分析は、まず、採取した試料について、「定性分析」を行い、石綿が含有しているかどうかを判定する。
 - D 「アスベスト分析マニュアル」に従い実施した石綿分析において、定性分析で「石綿含有あり」と判定された場合であっても**必ず定量分析を行わなければならない**。
36. 事前調査結果報告書に含むべき内容について、不適切なものを一つ選びなさい。
- A 工作物番号図
 - B 調査状況写真帳
 - C 分析試料一覧表(分析依頼表)
 - D **石綿作業主任者の資格証**
37. 事前調査報告書を記載する際の注意事項に関する記述について、不適切なものを一つ選びなさい。
- A 施設名:工作物の調査時点での名称を記載する。
 - B 竣工年: 着工年・改修年なども記載する。
 - C 書面調査の時点で石綿含有の可能性が判断できない場合は「**あり**」と記載する。
 - D 建築構造:鉄骨造は S 造、鉄骨鉄筋コンクリート造は SRC 造と略称でよい。
38. 調査結果の概要に記載すべき内容に関する記述について、不適切なものを一つ選びなさい。
- A 今回調査できなかった箇所となぜ調査できなかったかを詳しく記載すること。
 - B 石綿含有資材とみなす理由は、調査依頼者に尋ねられる場合も多いので、簡潔に記載する。
 - C 無含有資材の証明で「石綿含有建材データベース」の「原材料に石綿(アスベスト)を必要としない建材」以外の資材については、その根拠を調査報告書への記載に加えて、調査結果の概要欄に記載する。
 - D 分析代表資料と同一範囲と判断したものについては調査報告書に記載の**必要がない**。

39. 一定規模以上の解体等工事は石綿事前調査結果報告システムにより、所轄労働基準監督署長と都道府県知事等に報告を行う必要があるが、この報告に関する記述について、正しいものを一つ選びなさい。
- A 全ての建築物において、解体部分の床面積の合計が80㎡以上の解体工事は、報告が必要である。
 - B 全ての建築物の改修工事では、請負金額が80万円(消費税込)以上の場合、報告が必要である。
 - C 特定の工作物の解体・改修工事では、請負金額が80万円(消費税込)以上の場合、報告が必要である。
 - D 報告対象とならない工作物は調査をせず、石綿「含有無し」と判断してよい。
40. 石綿の分析法に関する記述について不適切なものを一つ選びなさい。
- A 石綿分析はまず、採取した試料にて「定性分析」を行い、石綿が含有しているかどうかを調べる。その後「定量分析」を行い「1%超」ならば含有、「1%以下」なら含有なしと判定する。
 - B 実体顕微鏡で石綿の可能性のある繊維を調べて石綿でなかった場合、偏光顕微鏡用の標本6枚を作成し、それでも石綿繊維が見つからなかった場合、「石綿なし」と判定する。
 - C 走査型電子顕微鏡は透過型電子顕微鏡より観察標本の作製や操作が容易である。
 - D 定性分析法1(偏光顕微鏡法)あるいは定性分析法2(X線回折法・位相差分散顕微鏡法)でも確認が難しい時は電子顕微鏡によるアスベスト繊維の同定等が推奨される。